



監査告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年12月1日から令和5年3月10日まで実施した財政援助団体等監査結果を別紙のとおり公表する。

令和5年4月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 深見地区まちづくり協議会
所管課 安心院支所 地域振興課
2. 監査の期間 令和4年12月1日から令和5年3月10日まで

3. 監査の着眼点

財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和2年度及び令和3年度の交付金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については現年度分も実施した。

団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。

後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和5年6月16日(金)までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

I. 団体に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。

- ① 令和3年度の実績報告書で期限内に提出されていないもの
- ② 令和2年度の交付金実績報告書に添付された決算書の額と総会資料の決算書の額に相違があるもの

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、今後すみやかに新様式へ移行されることを要望する。

(2) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない

諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

深見地区まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行い、その結果平成29年には、それまでの取組みが評価され総務大臣賞を受賞している。

引き続き、新計画・組織体制のもと、諸問題解決のため新たな活動にも取り組み、また地域資源等の活用を図ることにより、自主財源の確保にも努め、住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

II. 所管課に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領等を遵守し、適正な交付金事務を執行されるとともに、交付団体への指導を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

①令和3年度の実績報告書で期限内に提出されていないもの

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。今後、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導することを要望する。

(2) 事業チェックリストについて

令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックを実施することとしているので、各協議会への周知徹底を要望する。

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 両川地区まちづくり協議会
所管課 院内支所 地域振興課
2. 監査の期間 令和4年12月1日から令和5年3月10日まで

3. 監査の着眼点

財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和2年度及び令和3年度の交付金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については現年度分も実施した。

団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。

後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和5年6月16日(金)までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

I. 団体に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。

- ① 令和2年度の交付申請書、実績報告書で期限内に提出されていないもの
- ② 令和2年度の領収書でレシート形式で宛名がないもの又は宛名が間違っているもの
- ③ 令和2年度及び令和3年度の予算額が交付申請と実績報告で整合していないもの
- ④ 「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、今後すみやかに新様式へ移行されることを要望する。

(2) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

両川地区まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行い、新計画・組織体制のもと、諸問題解決のため新たな活動にも取り組み、また、地域資源等の活用を図ることにより、自主財源の確保にも努め、住民ニーズに応じた事業活動に今後も積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

II. 所管課に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領等を遵守し、適正な交付金事務を執行されるとともに、交付団体への指導を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

- ①令和2年度の交付申請書・実績報告書で期限内に提出されていないもの
- ②令和2年度の領収書でレシート形式で宛名がないもの又は宛名が間違っているまま受け付けされているもの
- ③「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

(2) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

- ①回議書、供覧書の決裁日、供覧完了日の記載がないもの

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。今後、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導することを要望する。

(2) 事業チェックリストについて

令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックを実施することとしているので、各協議会への周知徹底を要望する。

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 高並谷まちづくり協議会
所管課 院内支所 地域振興課
2. 監査の期間 令和4年12月1日から令和5年3月10日まで

3. 監査の着眼点

財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和2年度及び令和3年度の交付金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については現年度分も実施した。

団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。

後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和5年6月16日(金)までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

I. 団体に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。

- ①事務局賃金について、月毎ではなく年度末に一括して支払いが行われていたもの
- ②「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

【要望事項】

(1) 交付金事務について

令和2年度交付金事業で交付金により購入した物品等を他に寄贈していたため令和3年度に交付金を返還していたものが確認された。

令和4年度の運用要領から「(7)禁止事項」が追加されているので、その内容等については、今後十分注意して対応することを要望する。

(2) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、今後すみやかに新様式へ移行されることを要望する。

(3) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

高並谷まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行い、新計画・組織体制のもと、諸問題解決のため新たな活動にも取り組み、また、地域資源等の活用を図ることにより、自主財源の確保にも努め、住民ニーズに応じた事業活動に今後も積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

II. 所管課に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領等を遵守し、適正な交付金事務を執行されるとともに、交付団体への指導を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

- ①「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

(2) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

- ①回議書、供覧書の決裁日、供覧完了日の記載がないもの

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。今後、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導することを要望する。

(2) 事業チェックリストについて

令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックを実施することとしているので、各協議会への周知徹底を要望する。

(3) 交付金事務について

令和2年度交付金事業で交付金により購入した物品等を他に寄贈していたため、令和3年度に交付金が返還されたものが確認された。

令和4年度の運用要領から追加した「(7)禁止事項」の内容等については、今後十分周知することを要望する。